

宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例

平成20年6月30日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、歩きながらたばこを吸う行為その他のたばこを吸うための一連の行為（以下「喫煙行為」という。）で他人に迷惑を及ぼす行為の制限について、必要な事項を定めることにより、人の身体及び財産が害されることを防止し、もって安全で安心な市民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 道路等 道路、公園、広場その他屋外で公共の利用に供している場所をいう。
- (4) 路上喫煙等 道路等上（自動車の車内を除く。）において、たばこを吸う行為又は火のついたたばこを持つ行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者に対し、適正な喫煙行為に関する意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きながらたばこを吸う行為等の他人に迷惑を及ぼす喫煙行為をしないように努めなければならない。

- 2 市民等は、灰皿の設置されている場所で喫煙行為をすること又は携帯用吸い殻入れを使用することにより、たばこの火を適正に管理するとともに、周囲の者に対する安全の確保に努めなければならない。
- 3 市民等及び事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

(禁止区域)

第5条 市長は、路上喫煙等による被害を防止するため必要があると認める区域を路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 市長は、禁止区域において被害発生のおそれなくなる等の状況の改善その他必要があると認めるときは、禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。

(禁止区域内での路上喫煙等の禁止)

第6条 市民等は、禁止区域内において、路上喫煙等をしてはならない。ただし、市長が常設又は臨時の喫煙場所を指定した場合であって、当該指定された場所において路上喫煙等をするとき、この限りでない。

(禁止区域及び喫煙場所の標示)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により禁止区域を指定したとき（同条第3項の規定により当該区域を変更したときを含む。）又は前条ただし書の規定により喫煙場所を指定したときは、禁止区域又は喫煙場所であることがわかるよう、その旨を当該区域又は場所内の見やすい箇所に標示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第9条 第6条の規定に違反した者は、2,000円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の規定は同年10月1日から、第6条及び第9条の規定は平成21年4月1日から施行する。